



正人会 会報

平成24年春 第2号

発行者：和歌山市議会 絆クラブ

編集：和歌山市議会議員 戸田正人

連絡先：〒640-8156 和歌山市七番丁23 和歌山市議会絆クラブ

073-435-1115

平成23年12月和歌山市定例市議会にて一般質問した内容を中心にご報告申し上げます。

～教科書採択の選定員・調査委員の開示について～

☆日本人としてのアイデンティティ☆

私は最近、日本人としてのアイデンティティとは何かを考えます。それは政治学者や論客がおっしゃる大それた意味合いのものではなく、家族を愛し、故郷を思い、ひいては日本という国の伝統や文化を愛してやまない想い、国家観という事なのです。

したがって、国政はもちろんですが、県政、市政という地方政治に携わる者に求められる根幹には、国家観や歴史観を背景にした政治に対する理念があり、いわゆる街づくり、福祉行政、産業、そして教育分野などの行政、全ては、国家観や歴史観を基本理念として持ち合わせる「日本人のアイデンティティ」と言うものを基本とするべきだと考えております。



また未来ある子ども達についても、「生きる力」の源は自国の歴史や伝統に誇りを持ち、祖先への尊敬や感謝を持つことにあるので、その事に心が届かないと「生きる力」など育まれる筈がないと考えています。

そして、自分の命が祖先から受け継がれてきたものだと感じ、自分の存在は、祖先のおかげだと気づくものであり、それによって、自分が生まれてきた意味、生きていく目的、自分の担うべき役割を理解することができ、その事が人への思いやりや、助け合いの心を育む大きな要因となりうるのです。

☆教科書採択☆

それゆえ、子ども達が学ぶ教科書、特に歴史教科書や公民教科書は、子供たちの心を育てる教育となり、さらに言えば子供たちの生きる力を養う教育になるのです

そうした事を学ぶため、どの教科書から学ぶかによって、平成18年度に改正された教育基本法が求める「子供達には日本の歴史に愛情を持ってほしいと願い、そ

の中から「国民としての自覚」ひいては生きる力」と謳った子ども達を育てることができるか否か、道は大きく分かれてしまうと言っても過言ではないのです。

戦後もうけられた教育基本法での間、我が国の社会情勢は随分、良くも悪くも変わりました。こうした流れを受け、平成18年に



教育基本法改正され、国がこれらの教育の在り方を示し、それを実現していくために教育法規も改正されたのち、平成23年8月の行われたのが最初の教科書採択であるということなのです。

しかしながら和歌山市教育委員会は、教科書採択に携わった選定委員や調査員の指名開示をする意思が無いまま、今日まで来たというのが実情なのです。

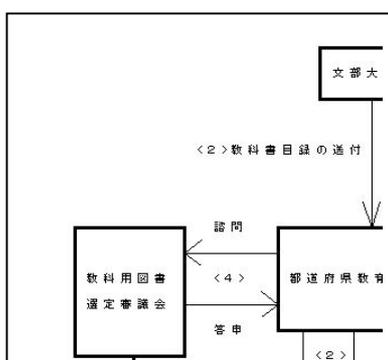
これは、多くの市民の方々や学校教育に従事されている方々が教育基本法改正以前の教科書採択に対する見識と、改正後の新しい見識の元で、どのような違いをもって今回の歴史教科書が採用されたのだろうか、改正された教育基本法に大きな期待を寄せる者として、ただただ純粹に知っておきたいと思うのであり、静ひつな環境で行われる教科書採択は非常に大きな事象でありながら、その情報発信がなく、不透明さを感じるものです。



戸田正人質問＝「教育公務員である調査員（一部民間の方を除く）が、教育公務員である選定委員に報告して、それを教育委員会に答申して教科書を決めるというものであります。教育行政の行為の中で行われている教科書選定

に携わっている教育公務員をお示しく下さいと、単純にお尋ねしても「今回は開示できなくて、次回である平成26年度には開示する」という教育委員会の基準や根拠が私には理解できず。次回の教科書採択では開示できるのに、今回の採択ではなぜ開示できないのかと、改めて問いました。

教科書採択の流れ



大江和歌山市教育長答弁＝「静ひつな採択環境を確保するため、そして、委嘱する際、開示しないものとしているので、開示をする事となると調査員・選定委員と教育委員会との信頼関係に揺らぎが生じることが懸念されます」と答弁されたのです。

☆氏名・情報開示☆

私はその答弁を聞き愕然としました。教育委員会は未来の子供たちの大切な教科書採択の透明化よりも、教育公務員同士の信頼関係が揺らぐのを懸念され、それが開示できない最大の理由であるとのことなのです。

あらためて私は「氏名を公表されることは不利益を被るので非公開が妥当であるという主張は違法であり、公正な教科書を選んだことに対して市民に説明する責務があるので情報を開示しなさい。」という横浜地方裁判所での判例や和歌山市情報公開条例を例に挙げ、教科書採択の後、調査員の氏名を公表するか否かは、どの教科書の記載内容がどうだとか、また「右だ、左だ」などというイデオロギーの問題ではなく、市民に信頼される行政運営を行うため、情報は可能な限り、市民がそれを知りたいと欲した場合、特段の事情が無い限りこれに応えていくことこそ、情報公開の基本であるという事や、教科書採択に関わる調査員は公務員であり、その公務員の行った行為を、いつ、何処で、誰が、どの様な経緯で為したのかを公表しない、秘匿することは許されない行為であると意見をしました。

戸田正人質問＝「調査員との信頼関係といった理由は、同条例によれば開示の拒否要件にはあたらない、『和歌山市情報公開条例』の主旨に基づき、教育委員会は

速やかに、今般の教科書採択に関わった調査員・調査委員の氏名を公表する事を、強く求めるものであります。再度、教育長にご見解をお聞きしたい」再度問いただしたところ

大江和歌山市教育長答弁＝「議員ご指摘の横浜地方裁判所での判例や和歌山市情報公開条例の趣旨をふまえ、速やかに調査員・選定委員の氏名開示（速やかに公開する）について対応してまいります」



今回は開示できないとの教育委員会の答弁が、速やかに対応してまいる（開示の方向へ）と答弁を引き出すことができました。それは静ひつな環境で、なおかつ秘匿で行われていた教科書採択が透明化になり、未来ある子ども達が学ぶ教科書がどのように採択されていくのか

を私たちは知ることができ、子ども達が学ぶ教科書採択に、今後、益々ご関心を持っていただけたらと思っています。そして、私は未来の子ども達のために日本のよき伝統や文化を伝えていかななくてはならないとも考え、その教えが日本人としてのアイデンティティとなるものと疑わないのです。

～小さな地域でのサテライト複合施設構想～

☆コミュニティセンターとは生涯学習＋市民サービス？☆

和歌山市直川地区に設置された北コミュニティセンターは、従来の縦割り行政のままでは実現できなかった、印鑑証明や住民票発行などの機能を持ち合わせた市民課の市民サービスセンターと乳幼児健診などが可能な地域福祉課の北保健センター

と生涯学習の目的で設置されている北コミュニティセンターが館内で繋がっている、いわゆる複合施設であり、兵庫県西脇市市長が早速視察に訪れるほどのポテンシャルを兼ね備えている施設であります。館内の各部屋の予約状況を見てもかなりの稼働率で市民に使用されており、和歌山市行政の在り方として、評価をするところでもあります。

☆サテライト型複合行政施設☆

しかしながら、今後、その様規模のコミュニティセンターを設置する事を前提に考えたとき、本市財政状況を考えても、今までのような多額の予算措置など大変厳しい事は承知しており、国の補助金や国庫交付なども期待は薄く、また市内における昨今の社会情勢を考えても好条件での広大な土地など見つけれられるのは至難であると思うところから、規模を縮小し、現行規模のコミュニティセンターの二分の一や、三分の一程度規模の小さな地域でサテライト型複合行政施設と言うような構想を、新たに考えていく必要もあると考えます。

敷地や建物も現行規模のコミュニティセンターを基準とするから最適地が見当たらないのであって、現行の二分の一や三分の一程度の規模の施設であるなら、最適地が今後速やかに見つかるのではないかと思い、また新たな選択肢として、土地の取得、館の建設といった概念を一新し、既存の空きビルや建物などを利用したりすることも方法論だと思えます。

そのような空きテナントへの入居や、空きビルや建物の借り上げや、買い上げをし、より小さな地域でのサテライト複合施設構想なら、実現できるのではなかろうかと考えるものです。

市民が求めているのは、日常生活を営む範囲の地域における人と人の交流の場であり、その延長が、いわゆる地域社会における住民交流の希薄化を解消し、古き良き時代の地域コミュニティの復活とも呼べるものにつながっていくとも考えます。



戸田正人質問＝そのような点を踏まえて、新たに地域状況を再考し小さな地域でのサテライト型複合行政施設という構想を考える事はできないかどうか、市長の見解を聞きしました。

大橋和歌山市長答弁＝現行規模のコミュニティセンター構想や費用積算は行っていないのが現状であります。23年5月にオープンした複合施設である「紀ノ川さんセンター」は周辺地区の住民に広く活用され、にぎわいもあり、市民が求めている日常生活を営む範囲の地域における人と人の交流の場としての機能を発揮しやすく、従来規模施設ではなく、議員ご提案のサテライト型複合行政施設を既存の施設や、空きビル等の活用を鑑みながら設置していく事が望ましいと考えています。



☆日常生活を営む地域での交流☆

市長のサテライト型複合行政施設に対して、前向きな答弁をいただいた事に高く評価させて頂きたいと思います。

私が住んでおります四箇郷地区は、現在人口16701

人で和歌山市42自治区の中では8番目に人口の多い町であり、生涯学習では河南コミュニティセンターブロックに属し、ブロック内の一番に西に位置する四ヶ郷地

区の有本から、一番東に位置する小倉地区の上三毛までは直線距離で東西に約10kmもの広範囲であります。また、保険センターの区割りでは紀ノ川を超えて紀ノ川さんさんセンターの北保健センターに属し、包括介護支援センターの圏域では和歌山市役所介護保険課内の第8圏域に属し、縦割り行政の区割り振り回わされており、地区住民は大変混乱し、不便さを感じるものなのです。

そのような状況を考えますと、四箇郷地区だけではなく同じように不便を感じている地域もあるやに聞き及んでおります。和歌山市行政圏域をあらためて見直すという事も含め、新たな住民サービスであるサテライト型複合行政施設設置を検討して頂きますよう要望させて頂いた次第です。

～消防団について～

☆消防団の役割☆

消防団は、本業を持ちながら、自分たちの町は自分たちで守るという崇高な消防精神のもと、地域の安全と安心を守るため、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、そして、余り気づかれていないのですが、消防現場では放っておくと再び燃え上がる恐れがあり、そうしないためにも再燃排除や、災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防御など常備消防と力を合わせて活動に従事し、平常時においても訓練のほか広報活動や、地域活動にも積極的に参加し、地域における消防力・防災力の向上に重要な役割を担ってい

ます。

また、消防団は常備消防の数倍の要員・動員力を有していることから、最近の地球温暖化の影響などによる局地的な豪雨や台風、地震、津波などによる災害発生時には、さらに重要な役割を果たすことができます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災、更には紀伊半島南東部を襲った台風12号の豪雨災害での消防団の活躍は、まさに目覚ましいものがありました。



しかし、社会環境の変化を受けて、消防団は、団員数の減少、高齢化等、さまざまな問題を抱えています。全国で200万人いた消防団も、ことし4月現在では、88万3,710人と公表されています。

消防庁では、平成15年12月の消防審議会答申を踏まえ、消防団員数を全国で100万人以上、うち女性消防団員数10万人以上を確保することを目標とし、消防団の充実強化、活性化を一層推進するため、各種施策を実施しています。

また、平成17年6月13日には、これまでの消防力の基準の一部を改正し、消防の施設、人員について示していた「消防力の基準」を「消防力の整備指針」とし、市町村が消防力の整備を進めるに当たっての単なる目安というのではなく、この指針を整備目標として、地域の実情に即して具体的な整備に取り組むことが要請されるとし、特に消防団員の総数の決定に当たっては、大規模な災害時等における避難誘導及び消火活動等に必要な消防力を反映した数値指標が明記されました。

☆今後の活動について☆



今後の津波や集中豪雨などにより災害

で紀ノ川の氾濫の危惧もさることながら、紀ノ川流域に沿った中央構造線断層帯による直下型地震が発生した場合は、阪神淡路大震災の時のように、家屋の倒壊なども危惧され、

大規模災害発災時には、常備消防の消防力が限界に達すると思います、そのような時は、地元の消防団が倒壊した建物に挟まれて脱出できない市民の救助・救出に当たらなくてはなりません。

したがって、本市の消防団車両には、救助・救出資機材であるチェーンソーや、エンジンカッター、バール、油圧式ジャッキなどを積載して、有事の際に備えておくべきと考えており、くわえて、阪神淡路大震災や東日本大震災時も、台風12号災害時も新宮市内などは携帯電話などの通信手段が断絶になり不通状態でありました。このような非常時に、常備消防は無線機を活用していると思いますが、消防団についても、無線機やトランシーバーなど配備して、より効果的な団活動を行わせるべきものと考えています。

戸田正人質問＝「各地区の管轄区域や人口密度などの変化に合わせて、定期的に各分団ごとの配置基準数を見直すべきと思うが、そのような認識を持っているのどうか、また、救助・救出資機材及び無線機等を消防団に配備すべきと考えているが、その配置状況と今後の計画についてどうかお示し頂きたい」

林和歌山市消防局長答弁＝和歌山市消防団の組織に関する規則によりまして、各消防分団の配置基準数が定められております。この基準数につきましては、昭和49年に消防団員の条例定数を見直した時点における各地区の消防分団員の数をベースとしていますが、その後においては、各分団長の意見も取り入れながら、少しずつ地域の実情を取り入れて改正を行ってきました。

しかし、議員ご指摘のとおり、近年、人の居住する区域の面積が大幅に増加している地域や、それとは逆に人口が大きく減少している地域も認められますことから、定期的な配置基準数の見直しを図っていけるような仕組みを作っていかなければならないと認識しております。

また、消防団の救助・救出資機材については、今後、消防団に貸与するポンプ積載車両の標準装備として救助・救出資機材を搭載できるよう、配備が可能なものから随時検討してまいります。携帯無線機については、団員相互間の連絡等に係る交信手段として、トランシーバーの導入は非常に有効であると認識しており、港まつり等の警備用として、一部の消防分団に配備を行っていますが、平成28年度末の整備を目指して進めている消防救急無線のデジタル化に伴う大規模な整備計画の中に、消防団に関する無線関連の整備も計画されておりますので、この計画の進捗状況も踏まえた中で検討してまいります。」

☆消防団が今後益々のご活躍のために、団員定数、車両、機材などを再構築提案

☆



確かに、消防団定数に対する実際の団員数は、ここ数年、100人以上の定員割れが続いているのが実情であり、そ

の定数割れの主な原因は、昔は人口密度が高かった旧市街地の定数が多いため、実際のところは入団してくれる人が無かったからのではと推察するのです。

また、西浜の南西部に位置する鉄工団地などは、埋立てによって非常に面積が増えているし、和大周辺地域の大型開発地、藤戸台地区なども相当な人口が増加しているのが現実です。

そのため人口が増加している地域や、火災などの災害が非常に多く発生する地域は、団員の数を増やし、また、それに比例して班数や消防ポンプ積載車両の配備数も増やしていく必要があるかと思えます。

また、これとは逆に、人口が減少に伴い団員数もかなり減少している地域は、配置基準数や地区の班数と、ポンプ積載車量の台数も整理統合していくべきであると考えます。

人口の増減に応じて団員の配置数を見直してはとの問いに、地域の消防団には、昔から伝統や自治会と深いかかわりがあるなどの理由があって、なかなか思い切った見直しを図りづらいものと十分認識しておるなか、先ほど消防局長から一定期間の中で抜本的な見直しを図っていける仕組みを構築していく必要があると認識しているとの事でした。

ここで私の地元である四箇郷地区の消防分団の実例を挙げますと、地域の人口16701人に対して、分団員数が非常に少ないと思っています、加えて、消防団のポンプ積載車両は1台しか配備されておらず、四箇郷地区の人口規模から考えれば2台以上必要であると考えます。

このように、和歌山市各自治区域内の面積や人口の増減によって、一定期間の中

で抜本的な配置基準数の見直しを図れる仕組みを構築していく必要があると認識しているとの事でしたが、いくら消防団員数が増加しても、四箇郷消防分団のように、管理する小型動力消防ポンプ積載車両が1台しかないところには、機材の増強を図るなど、消防団の機械力については、地区の実態に合わせたバランスの良い機械器具の配備に見直していく必要があると思います。

また、台風12号に伴う豪雨災害時を振り返ってみますと、地元の消防団員がスコップや建設重機などを使用して、最後の最後まで、救助活動や搜索活動を実施されておられました。

そのような事から、これからの消防団の任務は、火災発生時における、延焼拡大



を防ぐためだけの消火活動だけではなく、津波が来るまでの住民への避難誘導もやらなければなりませんし、河川の堤防決壊に伴う人命救助活動も実施しなければなりません。くわえて、大規模地震が発生した場合は、火災の発生に伴う消火活動も非常に大切

な事ではありますが、その消火活動よりも、まずは倒壊家屋からの人命救助活動が優先されるべきであるところから、チェーンソーやエンジンカッター、油圧式ジャッキなどの救助・救出資機材については、できるだけ早急に配備をさせていただくよう強く要望させて頂きました。

和歌山市議会議員 戸田正人のブログへリンクします

和歌山市議会議員 戸田正人

検索